

I 総則

I 総則

I 総則

1 はじめに

このさいたま市火薬類取締法申請届出マニュアルは、火薬類取締法に基づく指定都市の長の権限に属する事務のうち、火薬類の製造、販売、貯蔵、譲渡、譲受、消費及び廃棄等に係る申請、届出及び報告等（以下「申請等」という。）に関する必要な手続きを示すとともに、申請等に伴う義務や遵守事項について解説したものである。

なお、この申請届出マニュアルにおいて使用する用語は、次に掲げる法規をいう。

- 「法」 火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日 法律第 149 号）
「政令」 火薬類取締法施行令（昭和 25 年 10 月 31 日 政令第 323 号）
「省令」 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日 省令第 88 号）
「細則」 さいたま市火薬類取締法施行細則（平成 29 年 4 月 1 日 さいたま市規則第 65 号）

2 窓口における申請等についての一般的留意事項

(1) 書類の提出方法

- ア 申請書、届出書及び報告書（以下「申請書等」という。）は、正副 2 部提出すること。
イ 申請書等は、その記載内容について説明を求められた場合に、説明ができる者が持参して提出すること。
ウ 申請書は、許可を受けようとする「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

(2) 書類の提出先

申請書等は、さいたま市消防局予防部査察指導課保安係（以下、「保安係」という。）へ提出すること。

さいたま市消防局予防部査察指導課保安係 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 1 番 28 号 TEL048-833-7487 FAX048-833-7529
--

(3) 許可証等の取扱い

- ア 許可証、検査証、認可証又は指示証（以下「許可証等」という。）の交付は、許可、検査、認可又は指示（以下「許可等」という。）を受けた本人または許可証等の受領の権限を委任された者が直接手渡しで受けること。
イ 火薬類譲渡許可証及び火薬類譲受許可証は政令第 2 条各号のいずれかに該当したときは、保安係へ返納すること。
ウ 火薬類譲渡許可証及び火薬類譲受許可証を喪失又は盗取された場合は、速やかに、保安係（場

I 総則

合に応じて警察)に連絡し、再交付の申請をすること。その場合、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

(1) 書類の提出方法

ア さいたま市電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。）にログインし、利用する手続きを選択し、必要事項の入力及び必要な書類等を添付して行うこと。

イ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

(2) 届出書・報告書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。なお、電子申請サービスの手続き画面より、副本の代わりとなる【届出情報の控え】をPDFファイルで受け取ることができる。

【届出情報の控え】には、届出済印がスタンプされ受理年月日及び受理番号が付される。

(3) 申請書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。なお、許可書等の交付に関するメールが送信されたのち、許可書等については郵送にて交付されるが、窓口での交付も可能とする。

4 申請者等

(1) 許可等を受けようとする申請者、届出を行う届出者又は報告を行う報告者（以下「申請者等」という。）は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者であること。

(2) 代理人による申請又は許可証等の受領は、委任状を添付すること。

(3) 模型ロケットその他がん具の用に供される火薬類の許可申請は、取扱従事者のうち責任者が申請者となること。

5 許可等に要する日数

行政手続法第6条に基づき、さいたま市の火薬類取締法における各種申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。（標準処理期間とは、申請がその提出先の機関に到達してからその処分をするまでに通常必要とされる標準的な期間をいう。）

I 総則

標準処理期間

処分の名称	根拠条項	標準処理期間
火薬類製造営業の許可	法第 3 条	20 日
火薬類販売営業の許可	法第 5 条	20 日
火薬製造施設等の変更の許可	法第 10 条第 1 項	15 日
火薬庫設置、移転又は変更の許可	法第 12 条第 1 項	設置の許可 20 日 移転又は変更の許可 15 日
火薬庫所有等の義務に係るやむを得ない場合の許可	法第 13 条ただし書	10 日
完成検査	法第 15 条第 1 項、第 2 項	10 日
火薬類等の譲渡又は譲受の許可	法第 17 条第 1 項	5 日 (関係機関への意見 照会に要する期間を 除く。)
譲渡許可証又は譲受許可証の書換	法第 17 条第 7 項	3 日
譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	法第 17 条第 8 項	3 日
火薬類の輸入の許可	法第 24 条第 1 項	未設定 (事案発生が 見込まれないため)
火薬類等の消費の許可	法第 25 条第 1 項	5 日 (関係機関への意見 照会に要する期間を 除く。)
火薬類の廃棄の許可	法第 27 条第 1 項	5 日
危害予防規程の制定又は変更の認可	法第 28 条第 1 項	制定の認可 10 日 変更の認可 10 日
保安教育計画の制定又は変更の認可	法第 29 条第 1 項又は第 5 項	制定の認可 10 日 変更の認可 10 日
保安検査	法第 35 条第 1 項	10 日
火薬庫外貯蔵場所の指示	省令第 15 条第 1 項	10 日
保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請	省令第 67 条の 7 第 4 項	10 日

I 総則

6 申請に必要な手数料

火薬類の申請に必要な手数料は次のとおりとする。

納入方法は、規定手数料を現金で用意し申請書類と一緒に、保安係に提出すること。

※令和5年4月1日から、電子申請（さいたま市電子申請・届出サービス）に限り、クレジットカード決済が可能となりました

手数料の種類	手数料の額
製造営業許可	220,000 円
販売営業の許可	
① 競技用紙雷管のみの許可	25,000 円
② ①以外の許可	110,000 円
火薬庫の設置・移転許可	73,000 円
火薬庫の構造・設備の変更許可	8,300 円
完成検査	
① 製造施設	41,000 円
② 火薬庫設置・移転	41,000 円
③ 火薬庫の構造・設備変更	23,000 円
譲渡許可	1,200 円
譲受許可	
① 火工品のみ	2,400 円
② 火薬、爆薬の申請数量が25kg以下	3,500 円
③ 火薬、爆薬の申請数量が25kg超	6,900 円
煙火消費許可	7,900 円
保安検査	
① 製造施設	41,000 円
② 火薬庫	41,000 円